

2022年10月20日
株式会社 鳥取銀行

当座勘定規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では、2022年11月に電子交換所を設立することを決定しました。これに伴い、当行では2022年11月4日に「当座勘定規定」を下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定日以前よりお取引いただいているお客さまに対しても改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定する規定等

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容（※改定内容の詳細については＜参考＞当座勘定規定を参照ください）

- ・各当座勘定規定の主な変更点
 - ①「手形、小切手の支払」
現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化
 - ②「手形・小切手用紙」
振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
 - ③「手形、小切手の印鑑照合等」
イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
 - ④「個人情報情報センターへの登録」
電子交換所へ全面移行され、全国銀行個人情報情報センターにおける不渡情報照会の取扱いが廃止となることから個人情報情報センターへの登録規定を削除

以上

新	旧
<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために提示された場合、または呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形・小切手の支払）</p> <p>（1）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（2）（同左）</p>
<p>第8条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしま</u> <u>す。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付</u> <u>します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、</u></p>	<p>第8条（手形・小切手用紙）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（4）（同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>その限りではありません。</u></p>	
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p><u>（3）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</u></p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（2）手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（新設）</p>
<p>（削除）</p>	<p>第27条（個人情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携</p>

新	旧
	<p>する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>(1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(3) 手形交換所の不渡報告に記載されたとき。</p>
<p>第27条（規定等の変更） （略）</p>	<p>第28条（規定等の変更） （略）</p>

・当座勘定規定（専用約束手形口用）についても、同様の改定を行います。